

渋谷区・石巻市 災害時相互応援協定書（案）

（趣旨）

第1条 渋谷区及び石巻市（以下「協定区市」という。）は、いずれかの区域において、地震、風水害等の災害が発生し、被害を受けた協定区市の一方（以下「被災区市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項に規定する趣旨及び友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災区市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）被災者の救援、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （2）食料、飲料水、生活必需品及びこれらの供給に必要な資機材の提供
- （3）救援及びその他応急復旧活動等に必要な車両等の提供
- （4）救援及びその他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請する被災区市（以下「要請区市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第7条に定める連絡担当部局を通じて、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話又はその他の方法をもって要請することができ、事後に文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1項第1号から第3号までに掲げる資機材等の種類及び数量
- （3）前条第1項第4号に掲げる職員の職種、人数
- （4）応援を受ける場所及びその経路
- （5）応援を受ける期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された協定区市（以下「応援区市」という。）は、必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

2 協定区市は、激甚な被害が発生し、通信の途絶え等により被災区市との連絡がとれない場合には、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援することが必要と認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を行うものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要する経費は、法令その他特別な定めがある場合のほか、要請区市の負担とし、その額については双方で協議して決定する。

2 要請区市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請区市から申し出があった場合は、応援区市がその経費を一時立て替えて支出するものとする。

（災害補償等）

第6条 派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中において、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請区市が、往復経路の途中に生じたものについては応援区市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（連絡担当部局）

第7条 協定区市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（情報共有）

第8条 協定区市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて担当者会議を開催し、情報共有を実施するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、双方がその都度協議の上、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、双方から何ら意思表示がないときは、期間満了の日から更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方が署名の上、各1通を保有する。

令和6年 月 日

東京都渋谷区長 （自署）

宮城県石巻市長 （自署）